

公的な相談体制に関する認知度・利用度・利用意向の把握

【保護者向け】

問 あなたには、それらの悩みを現在心おきなく相談できる相手がありますか。(1つに)

1. 相談できる相手がいる
2. 相談あいてがおらず、ほしい
3. 必要ない

更問 (上記で「1」または「2」とお答えの方におうかがいします。)

その相談相手は誰ですか、また相談相手が欲しい方はどのような相手に相談したいと思いますか。(あてはまるものすべてに)

1. 配偶者
2. 親
3. 子供
4. その他の親族
5. 友人・知人
6. 隣人・地域の人
7. 職場の人
8. 学校・幼稚園・保育所の先生
9. 学校のカウンセラーやソーシャルワーカー
10. 児童館・学童クラブの職員
11. 相談機関(教育相談所、児童相談所、子ども家庭支援センターなど)
12. 民間カウンセラーなどの専門家
13. 民間団体やボランティア
14. インターネットのサイト
15. その他(具体的に:)

問 あなたが次のことで相談できる人はだれですか。(それぞれあてはまるものすべてに)

	自分の親	きょうだいや親戚	友人や同僚	地域住民 町内会や民生委員など	保育園や幼稚園の先生	子育て支援センターなどのスタッフ	保健センターや市役所などの窓口	相談できる人はいない	その他
(1) 子供のしつけや発達	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(2) 子供の健康・発育	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(3) 看病、介護、子供の世話	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(4) 自分の仕事に関すること	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(5) お金の相談・家計管理	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(6) 人間関係の悩み	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(7) 市役所などへの申請や手続きに関すること	1	2	3	4	5	6	7	8	9

問 子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかったことはありますか。ある場合、相談できなかった理由はなんですか。(あてはまるものすべてに)

1. 相談できなかったことはない
2. だれ(どこ)に相談すればよいのか分からなかった
3. 相談先への連絡方法や場所が分からなかった
4. 相談受付時間が限られており、時間内に行けなかった
5. 場所が遠くて、相談に行けなかった
6. その他(具体的に:)

【児童・生徒向け】

問 あなたは、いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか(だれに話しますか。)

(あてはまるものすべてに)

- 1．親
- 2．きょうだい
- 3．おばあさん・おじいさん
- 4．おじ、おばなど親戚
- 5．学校のともだち
- 6．塾や習いごとのともだち
- 7．その他のともだち
- 8．いとこ
- 9．担任の先生や他のクラスの先生
- 10．保健室の先生
- 11．クラブ活動の先生
- 12．スクールカウンセラー
- 13．塾や習いごとの先生
- 14．学童保育の先生(「放課後こどもクラブ」「放課後児童室」「放課後児童クラブ」も含む)
- 15．こども専用の電話相談
- 16．インターネットのサイトなどを通じて知りあった直接会ったことのない人
- 17．近所の人
- 18．地域の支援団体(学習支援の場や子ども食堂など地域で同じ年ごろの子供の集まるところの人)
- 19．その他の人
- 20．だれにも相談できない
- 21．だれにも相談したくない
- 22．わからない